

サイバー犯罪被害者にならないために

パソコンやスマートフォンが急速に普及している現在、サイバー犯罪は決して珍しい犯罪ではなく、むしろ日常的に起こりうる犯罪になったと言えます。実際、日本国内だけで毎日18秒に1回のサイバー攻撃が行われているそうです。今回はサイバー犯罪について詳しくお伝えします。

■サイバー犯罪とは

「コンピューター技術および電気通信技術を悪用した犯罪」と定義されており、特徴として①匿名性が高く犯人を特定しにくい、②証拠が残りやすく摘発しにくい、③被害が不特定多数に及びやすい、④物理的な制約がなく犯罪活動の自由度が高いなどが挙げられます。

■サイバー犯罪における3つの型

①電磁的記録対象犯罪

ハードディスクやUSBメモリなどデジタルデータとして記録されている情報を不正に操作したり改ざんすることで被害を与えるような犯罪です。ネットバンキング口座を不正操作して預金を盗み取る行為、ホームページの無断改ざんなどが該当します。

②ネットワーク利用犯罪

詐欺や犯罪行為のやり取りの舞台がインターネット上になっているものです。ネット上での違法薬物やわいせつ物を販売、ネットオークション詐欺などが該当します。

③不正アクセス

他人や企業のネットワークに不正侵入して端末を勝手に使用したり、そこにある情報を盗み出したりする行為の犯罪です。また、他人の端末を乗っ取ることによって犯罪の片棒を担がせる事例も多く、知らない間に加害者にされてしまうリスクがあるのも特徴です。

■被害に遭わないための対策は？

- ・自宅のパソコンやスマートフォンにセキュリティソフトを導入して安全なサイトであるかどうかの診断を受ける。
- ・メールでWEBサイトへのリンクが届いた場合は差出人を確認する。
- ・入会金や会費などの支払いを迫ってくる通知が来ても無視する。
- ・怪しいサイトから商品を購入したり、ソフトをダウンロードしない。
- ・OSやSNSなどのアプリは最新版にアップデートする。
- ・もし被害に遭ったら消費者ホットライン（☎188）、警察相談専用窓口（☎#9110）に相談する。



※今回は、現在多くの被害事例が報告されている事例への対策として有効なものを紹介していますが、テクノロジーの進化により新たな手口が行われる可能性が高い犯罪種類のため、「何でもむやみにクリックしないことを意識する」など普段より注意して機器をご使用ください。

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 35 0110

追分駐在所 ☎ 25 2003

安平駐在所 ☎ 23 2339

早来駐在所 ☎ 22 2030

遠浅駐在所 ☎ 22 2211

役場総務課 ☎ 22 2511